

R3年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R4. 1. 21	R4. 2. 1	「大江戸線大門駅～大門変電所間ケーブル洞道整備工事」に関する ・代価明細書33号 機械器具損料（その1～その3）及び電気料（F0005～F0007）の算定表等の算定根拠資料 ・見積及び特別調査等の単価設定根拠の分かる資料	22	1														<ul style="list-style-type: none"> ・今後当局が行う同種の見積において見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。（東京都情報公開条例7条第6号該当） ・「土圧式掘進機」の1単価のみを非表示としても、他の単価、金額から逆計算を行うことにより「土圧式掘進機」の単価を算定できることになり、逆計算が不可能となる最小範囲について非開示とする必要があるため。（東京都情報公開条例7条第6号該当） ・見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、他の会社に経営上の情報が知られることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（東京都情報公開条例7条第3号該当） 	交通局 建設工務部 計画改良課
2	R4. 2. 10	R4. 2. 15	令和3年4月1日付け委託契約書（東京都交通局文書等集配業務委託（長期継続契約））	36	1														契約書に押印されている社印の印影は、公にすることにより、当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。（東京都情報公開条例7条第4号該当）	交通局 総務部 総務課